

「東京におけるマンションの適正な管理の促進に向けた制度の基本的な枠組み案」
に対するパブリックコメントと都の考え方の概要

○パブリックコメントの状況

- ・意見募集期間：平成 30 年 9 月 25 日（火）から平成 30 年 10 月 24 日（水）まで
- ・意見募集結果：15 通（個人 12 通、法人 3 通）、51 件

○寄せられた意見の概要

No. : 資料 2 の番号を参照のこと

1 各主体の責務や役割に関すること	10 件
マンション管理士の更なる活用に関するもの……………No. 5～7	
建築士の役割を追記すべきもの……………No. 10	など
2 管理組合が取り組む事項に関すること	6 件
管理組合の執行体制の充実を図るべきもの……………No. 12	
長期修繕計画の記述を充実すべきもの……………No. 13	など
3 管理状況の把握に関すること	14 件
要届出マンションの対象に関するもの……………No. 19	
届出を求める頻度を短縮すべきもの……………No. 20, 21	
届出項目・方法の充実に関するもの……………No. 22～24	
未届マンションへの実効性のある対応に関するもの……………No. 25～28	など
4 管理状況に応じた助言・支援等に関すること	21 件
届出内容のみで管理状況は判断すべきではないとするもの……No. 31	
管理不全・管理不全の兆候があるマンションへの支援の充実に関するもの ……No. 32, 37	
適正な管理に向けた管理組合等への支援の充実に関するもの…No. 38～42	
マンションの情報開示の仕組みを設けるべきもの……………No. 44	
管理が優良なマンションに対する優遇策に関するもの……………No. 45	
マンションの再生に関する支援の充実を求めるもの……………No. 47, 48	など